

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

◎ 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号） 抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章の二（略）</p> <p>第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例（第七十八条の十四―第七十八条の二十）</p> <p>第四章 書類の經由等（第七十九条―第八十七条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（社会保険庁長官による老齢厚生年金の受給権者の確認等）</p> <p>第三十五条 社会保険庁長官は、法第三十六条第三項の規定により年金を支払う月（以下「支払期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金を支払う場合には、その月とし、被保険者又は特別徴収対象被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）にあつては、社会保険庁長官が指定する月とする。第五十一条第一項及び第六十八条第一項において同じ。）において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定による当該支払期月に支給する老齢厚生年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものと</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の二（略）</p> <p>第四章 書類の經由等（第七十九条―第八十七条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（社会保険庁長官による老齢厚生年金の受給権者の確認等）</p> <p>第三十五条 社会保険庁長官は、法第三十六条第三項の規定により年金を支払う月（以下「支払期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金を支払う場合には、その月とし、被保険者又は特別徴収対象被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百三十五条第二項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）にあつては、社会保険庁長官が指定する月とする。第五十一条第一項及び第六十八条第一項において同じ。）において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定による当該支払期月に支給する老齢厚生年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものと</p>

する。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

254 (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 請求者の生年月日及び住所並びに請求者と被保険者又は被保険者であつた者（法第五十八条第一項第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間（法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間をいう。以下同じ。）又は被扶養配偶者みなし被保険者期間（法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間をいう。以下同じ。）を有する者を含む。第七号を除き、以下この節において同じ。）との身分関係

一の二5十四 (略)

257 (略)

(法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十八条 法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者（同項に規定する当事者をいう。以下同じ。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下この章において同じ。）である第三号被保険者であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認めら

する。ただし、当該老齢厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

254 (略)

(裁定の請求)

第六十条 遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 請求者の生年月日及び住所並びに請求者と被保険者又は被保険者であつた者（法第五十八条第一項第四号に該当する場合にあつては、離婚時みなし被保険者期間（法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間をいう。以下同じ。）を有する者を含む。第七号を除き、以下この節において同じ。）との身分関係

一の二5十四 (略)

257 (略)

(法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十八条 法第七十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事由は、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた当事者（同項に規定する当事者をいう。以下同じ。）について、当該当事者の一方の被扶養配偶者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。以下この章において同じ。）である第三号被保険者であつた当該当事者の他方が当該第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格を喪失し、当該事情が解消したと認められること（当該

れること（当該当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）とする。

（法第七十八条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四 標準報酬改定請求をする当事者は、第七十八条の十一第一項に規定する請求書に、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、これを社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 前項の規定によるほか、標準報酬改定請求をするときは、第七十八条の十一第一項に規定する請求書に、次の各号に掲げる書類等を添付して、第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）又はその代理人及び第二号改定者（同項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。）又はその代理人がともに社会保険事務所長等に直接持参することにより、第八十一条の二第七項の規定にかかわらず当該社会保険事務所長等を経由して、社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨を記載し、かつ、当事者自ら署名した書類

二 次のイ又はロに掲げる書類等を持参する者の区分に応じ、当該イ又はロに規定する書類等

イ 第一号改定者又は第二号改定者 当該第一号改定者若しくは当

該第二号改定者の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、旅券若しくは住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）（ロにおいて「運転免許証

当事者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。）とする。

（法第七十八条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法）

第七十八条の四 標準報酬改定請求をする当事者は、第七十八条の十一第一項に規定する請求書に、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付して、これを社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 五 (略)

等」と総称する。)又は当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ 第一号改定者の代理人又は第二号改定者の代理人(以下ロにおいて単に「代理人」という。) 当該第一号改定者若しくは当該第二号改定者の記名及び押印がある委任状(押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。)並びに当該代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等又は当該代理人の印鑑及びその印鑑に係る印鑑登録証明書

3 前項の場合において、第一号改定者は第二号改定者又は第二号改定者の代理人を当該第一号改定者の代理人とすることができず、また、第二号改定者は第一号改定者又は第一号改定者の代理人を当該第二号改定者の代理人とすることができないものとする。

4 第一項各号及び第二項第一号に掲げる書類に記載した請求すべき按分割合に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合で記載されているものとみなす。

5 第一項第一号及び第二項第一号の請求すべき按分割合を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一号改定者の氏名及び生年月日
- 二 第二号改定者の氏名及び生年月日
- 三 (略)

6 (略)

2 前項各号に掲げる書類に記載した請求すべき按分割合に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た割合で記載されているものとみなす。

3 第一項第一号の請求すべき按分割合を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 第一号改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生年月日
- 二 第二号改定者(法第七十八条の二第一項に規定する第二号改定者をいう。以下同じ。)の氏名及び生年月日
- 三 (略)

4 (略)

(法第七十八条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合)

第七十八条の七 法第七十八条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同項の規定により情報の提供を受けた日の翌日から起算して三月を経過していない場合(次の各号に掲げる場合を除く。)とする。

一～三 (略)

四 当事者の一方が障害厚生年金(対象期間中の特定期間(法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいい、同条第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていないものに限る。))の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。次号において同じ。)の受給権者となつた場合

五 当事者の一方の有する障害厚生年金の受給権が消滅した場合

六 (略)

(標準報酬改定請求)

第七十八条の十一 (略)

2 前項の請求書には、第七十八条の四第一項各号、第二項又は第六項に掲げる書類等のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～五 (略)

(令第三条の十二の七に規定する厚生労働省令で定める方法)

第七十八条の十二 第七十八条の四(第二項及び第三項を除く。)の規定は、令第三条の十二の七に規定する厚生労働省令で定める方法につ

(法第七十八条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合)

第七十八条の七 法第七十八条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、同項の規定により情報の提供を受けた日の翌日から起算して三月を経過していない場合(次の各号に掲げる場合を除く。)とする。

一～三 (略)

四 (略)

(標準報酬改定請求)

第七十八条の十一 (略)

2 前項の請求書には、第七十八条の四第一項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一～五 (略)

(令第三条の十二の七に規定する厚生労働省令で定める方法)

第七十八条の十二 第七十八条の四の規定は、令第三条の十二の七に規定する厚生労働省令で定める方法について準用する。

いて準用する。

第三章の三 被扶養配偶者である期間についての特例

(法第七十八条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定めるとき)

第七十八条の十四 法第七十八条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定被保険者(法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下この章において同じ。)及び被扶養配偶者(同項に規定する被扶養配偶者をいう。以下この章において同じ。)について、当該被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格(当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。)を喪失し、当該事情が解消したと認められる場合(当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。)

二 法第七十八条の十四第一項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求(以下「三号分割標準報酬改定請求」という。)のあつた日に、次のイ又はロに掲げる場合に該当し、かつ、特定被保険者の被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格(当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。)を喪失している場合

イ 特定被保険者が行方不明となつて三年が経過していると認められる場合(離婚の届出をしていない場合に限る。)

ロ 離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合で

あつて、かつ、三号分割標準報酬改定請求をするにつき特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認められている場合

(令第三条の十二の十に規定する厚生労働省令で定める事由)

第七十八条の十五 令第三条の十二の十に規定する厚生労働省令で定める事由は、次の各号に掲げるものとする。

一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定被保険者及び被扶養配偶者について、当該被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格(当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。)を喪失し、当該事情が解消したと認められること(当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消した場合を除く。)

二 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に、次のイ又はロに掲げる場合に該当し、かつ、特定被保険者の被扶養配偶者が第三号被保険者としての国民年金の被保険者の資格(当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。)を喪失していること。

イ 特定被保険者が行方不明となつて三年が経過していると認められること(離婚の届出をしていない場合に限る。)

ロ 離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあると認められ、かつ、三号分割標準報酬改定請求をするにつき特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認められていること。

(特定期間に係る被保険者期間の計算)

第七十八条の十六 婚姻が成立した日前から婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定被保険者及び被扶養配偶者

について、婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消し、その後三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚、婚姻の取消し又は前条第二号に掲げるものをした場合における特定期間（法第七十八条の十四に規定する特定期間をいう。以下この章において同じ。）に係る被保険者期間は、当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定期間（第七十八条の十九第二項第三号において「事実婚特定期間」という。）に係る被保険者期間と当該離婚、婚姻の取消し又は前条第二号に掲げるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間を通算したものとす⁹る。

2 特定期間の初日が属する月が、法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に算入される月であつて、当該特定期間の末日がその月の翌月以後に属するときは、令第三条の十二の十二本文の規定にかかわらず、その月は、特定期間に係る被保険者期間に算入しない。

3 三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚、婚姻の取消し又は前条各号に掲げるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間については、当該場合における特定期間が複数ある場合であつて、一の特定期間の末日と当該一の特定期間以外の特定期間（当該一の特定期間後の特定期間に限る。次項において同じ。）の初日とが同一の月に属するときは、令第三条の十二の十二本文の規定にかかわらず、その月は、特定期間に係る被保険者期間に算入する。ただし、その月が法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に算入される月である場合は、この限りでない。

4 三号分割標準報酬改定請求の事由である離婚、婚姻の取消し又は前条各号に掲げるものをした場合における特定期間に係る被保険者期間

については、当該場合における特定期間が複数あり、一の特定期間の初日と末日が同一の月に属し、その月に当該一の特定期間以外の特定期間の初日が属する場合であつて、当該一の特定期間以外の特定期間の末日がその月の翌月以後に属するときは、令第三条の十二の十二ただし書の規定にかかわらず、その月は、特定期間に係る被保険者期間に算入する。ただし、その月が法第十九条第二項本文の規定により被扶養配偶者の被保険者期間に算入される月である場合は、この限りでない。

(法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるとき等)

第七十八条の十七 法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であつて、特定期間の全部又は一部がその額の計算の基礎となつている場合（当該三号分割標準報酬改定請求において令第三条の十二の十一の規定により当該障害厚生年金の額の計算の基礎となつた特定期間に係る被保険者期間が除かれている場合を除く。）

二 次のイからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年（法第七十八条の四第一項の規定により対象期間の末日以後に提供を受けた情報について補正を要したと認められる場合における、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求の請求期間の計算については、当該補正に要した日数を除く。）を経過した場合

イ 離婚が成立した日

ロ 婚姻が取り消された日

ハ 第七十八条の十四第一号に掲げる場合に該当した日

2 | 前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日以後に、又は同号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前一月以内に第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当した場合（同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当した場合にあつては、前項第二号イからハまでに掲げる日の翌日から起算して二年を経過した日前に請求すべき按分割合おとこに関する審判又は調停の申立てがあつたときに限る。）について、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、第七十八条の三第二項各号のいずれかに該当することとなつた日の翌日から起算して一月を経過した場合とする。

3 | 第七十八条の三第三項の規定が適用される場合においては、法第七十八条の二十第一項本文の規定により標準報酬改定請求があつたときにあつたものとみなされる三号分割標準報酬改定請求に係る法第七十八条の十四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定めるときは、第一項第二号の規定にかかわらず、法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日の翌日から起算して、第一号に掲げる期間から第二号に掲げる期間を除いた期間を経過した場合とする。この場合において、前項の規定の適用については、同項中「前項第二号イからハまでに掲げる日」とあるのは「法第七十八条の四第一項に規定する情報の提供があつた日」と、「二年」とあるのは「次項第一号に掲げる期間から同項第二号に掲げる期間を除いた期間」と、「同号イからハまでに掲げる日」とあるのは「同条第一項に規定する情報の提供が

あつた日」とする。

一 二年

二 第一項第二号イからハまでに掲げる日から情報提供請求を却下する処分がされた日までの期間

(被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録)

第七十八条の十八 法第七十八条の十五に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の基礎年金番号

二 被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の生年月日

三 保険給付に関する事項

(三号分割標準報酬改定請求)

第七十八条の十九 三号分割標準報酬改定請求をする者(次項において「請求者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を

社会保険庁長官に提出しなければならない。

一 特定被保険者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二 被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

三 特定期間

四 特定被保険者が死亡した場合にあつては、その者の死亡年月日

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 請求者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める書類

イ 離婚をした場合又は婚姻の取消をした場合 特定被保険者及び被扶養配偶者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

ロ 第七十八条の十四第一号に掲げる場合に該当する場合 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた特定被保険者及び被扶養配偶者について、当該事情にあつた初日から当該事情が解消したと認められるとき（当該特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより当該事情が解消したときを除く。）までの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

ハ 第七十八条の十四第二号イに掲げる場合に該当する場合 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に特定被保険者が行方不明となつて三年が経過していることを明らかにすることができる書類

ニ 第七十八条の十四第二号ロに掲げる場合に該当する場合 三号分割標準報酬改定請求のあつた日に、離婚の届出をしていないが、夫婦としての共同生活が営まれておらず、事実上離婚したと同様の事情にあることを明らかにすることができる書類及び三号分割標準報酬改定請求をするにつき特定被保険者及び被扶養配偶者がともに当該事情にあると認めている旨の書類（特定被保険者及び被扶養配偶者が自らした署名があるものに限る。）

三 第七十八条の十六第一項に規定する場合に該当する場合にあつては、事実婚特定期間の初日から特定被保険者及び被扶養配偶者が婚姻の届出をしたことにより事実上婚姻関係と同様の事情が解消したときまでの間における当該事情にあつたことを明らかにすることができる書類

四 三号分割標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された特

定被保険者の生存を証明することができる書類

五 特定被保険者が死亡した場合にあつては、特定被保険者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

(特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合の提供される情報の特例等)

第七十八条の二十 法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定及び決定が行われていない特定期間の全部又は一部を対象期間として法第七十八条の四第一項の請求があつた場合において、同項の請求があつた日に特定被保険者が障害厚生年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の計算の基礎とするものに限る。)の受給権を有するときは、同条第二項に規定する情報は、法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により当該対象期間中の特定期間に係る被保険者期間(当該障害厚生年金の額の計算の基礎となつた特定期間に係る被保険者期間を除く。)の標準報酬の改定及び決定が行われたとみなして算定したものとす。

2 前項の規定は、法第七十八条の五の求めがあつた場合に準用する。

(申請書等の經由等)

第八十一条の二 (略)

2 第三十条、第三十条の三、第四十四条又は附則第六項の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとする者(離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間のみを有する者を除く。)は、令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、その者が、当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保

(申請書等の經由等)

第八十一条の二 (略)

2 第三十条、第三十条の三、第四十四条又は附則第六項の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとする者(離婚時みなし被保険者期間のみを有する者を除く。)は、令第二条又は第三条の規定により、その者に関する権限を行う社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、その者が、当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保険者(旧船員保険法による被保険者並

険者（旧船員保険法による被保険者並びに旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。）及び旧農林共済組合の組合員を含む。以下この条において同じ。）の資格を喪失している場合であつて、当該被保険者の資格を喪失した

日以後に国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下この条において「第二号被保険者」という。）以外の国民年金の被保険者又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者となつたことがあるときは、その者の住所地（日本に住所がないときは、日本における最後の住所地とする。以下この条において同じ。）を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとし、その者が、法第八条の二第一項の適用事業所に現に使用される被保険者又は最後に被保険者として使用された者（最後に第四種被保険者の資格を取得しなかつた者並びに当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保険者の資格を喪失している場合にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日以後に第二号被保険者以外の国民年金の被保険者及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者の資格を取得しなかつた者に限る。）であるときは、同項の規定により当該適用事業所となつた二以上の事業所のうちその者が被保険者として現に使用される又は最後に使用された事業所の所在地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

3 離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間のみを有する者であつて、第三十条又は第三十条の三の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとするものは、その者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

びに旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。）及び旧農林共済組合の組合員を含む。以下この条において同じ。）の資格を喪失している場合であつて、当該被保険者の資格を喪失した日以後に国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下この条において「第二号被保険者」という。）以外の国民年金の被保険者又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者となつたことがあるときは、その者の住所地（日本に住所がないときは、日本における最後の住所地とする。以下この条において同じ。）を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとし、その者が、法第八条の二第一項の適用事業所に現に使用される被保険者又は最後に被保険者として使用された者（最後に第四種被保険者の資格を取得しなかつた者並びに当該請求書を社会保険庁長官に提出しようとする日において被保険者の資格を喪失している場合にあつては、当該被保険者の資格を喪失した日以後に第二号被保険者以外の国民年金の被保険者及び共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者である国民年金の被保険者の資格を取得しなかつた者に限る。）であるときは、同項の規定により当該適用事業所となつた二以上の事業所のうちその者が被保険者として現に使用される又は最後に使用された事業所の所在地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

3 離婚時みなし被保険者期間のみを有する者であつて、第三十条又は第三十条の三の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとするものは、その者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

4 (略)

5 第四十二条第二項、第六十条又は第七十五条第二項の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとする者は、当該請求が離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間のみを有する者が死亡したことに係るものであるときは、当該請求書を提出しようとする者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

6 (略)

7 第三十条の二第三項、第三十条の四から第三十三条の三まで、第三十四条の二、第三十七条から第四十一条まで、第四十二条第一項、第四十五条から第五十条の三まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十八条第一項、第六十条の二から第六十三条まで、第六十五条から第六十七条の二まで、第七十条から第七十四条まで、第七十五条第一項、第七十八条の六、第七十八条の十一又は第七十八条の十九の規定により請求書、申請書又は届書を、第六十七条の三の規定により国民年金法施行規則第四十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで及び第五十二条の規定の例によることとされた請求書又は届書を、社会保険庁長官に提出しようとする者は、その者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、第三十条の五、第四十五条又は第六十一条の規定により申請書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時にこれらの規定による支給停止解除の申請をしようとする年金たる保険給付につき第三十条、第三十条の三、第四十四条、第六十条、附則第六項又は附則第十項の規定による裁定請求書を提出しようとするときは、第二項又は第三項の規定の例によるものとし、第四十一条、第五十七条又は第七十四条の規定により届書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時に第

4 (略)

5 第四十二条第二項、第六十条又は第七十五条第二項の規定により請求書を社会保険庁長官に提出しようとする者は、当該請求が離婚時みなし被保険者期間のみを有する者が死亡したことに係るものであるときは、当該請求書を提出しようとする者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。

6 (略)

7 第三十条の二第三項、第三十条の四から第三十三条の三まで、第三十四条の二、第三十七条から第四十一条まで、第四十二条第一項、第四十五条から第五十条の三まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十八条第一項、第六十条の二から第六十三条まで、第六十五条から第六十七条の二まで、第七十条から第七十四条まで、第七十五条第一項、第七十八条の六又は第七十八条の十一の規定により請求書、申請書又は届書を、第六十七条の三の規定により国民年金法施行規則第四十二条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで及び第五十二条の規定の例によることとされた請求書又は届書を、社会保険庁長官に提出しようとする者は、その者の住所地を管轄する社会保険事務所長等を経由して提出するものとする。ただし、第三十条の五、第四十五条又は第六十一条の規定により申請書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時にこれらの規定による支給停止解除の申請をしようとする年金たる保険給付につき第三十条、第三十条の三、第四十四条、第六十条、附則第六項又は附則第十項の規定による裁定請求書を提出しようとするときは、第二項又は第三項の規定の例によるものとし、第四十一条、第五十七条又は第七十四条の規定により届書を社会保険庁長官に提出しようとする者が、同時に第四十二条第二項、第

四十二条第二項、第五十八条第二項又は第七十五条第二項の規定により届書を提出しようとするときは、第三項の規定の例によるものとする。

8 第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第五十三条から第五十七条まで、第六十条、第六十三条、第七十条から第七十四条まで、第七十八条の六、第七十八条の十一又は第七十八条の十九の規定により請求書、届書又は申請書の提出があつた場合においては、第二項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、社会保険事務所長等はこれを社会保険庁長官に進達することを要しないものとする。

(經由の省略)

第八十一条の三 社会保険庁長官は、特別の事情があると認めるときは、前条第二項から第七項までの規定にかかわらず、第三章、第三章の二(第七十八条の四第二項を除く。)又は第三章の三に規定する請求書、申請書又は届書を社会保険事務所長等を経由しないで提出させることができる。

(添付書類の特例)

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第三章、第三章の二又は第三章の三の規定によつて請求書、申請書又は届書に添えて提出すべき受給権者その他関係者の生存、生年月日、障害の状態、身分関係又は生計維持若しくは生計同一の事実を明らかにすることができる書類(以下「添付書類」という。)については、一の添付書類によつて、他の添付書類に係る事項を明らかにするこ

五十八条第二項又は第七十五条第二項の規定により届書を提出しようとするときは、第三項の規定の例によるものとする。

8 第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第五十三条から第五十七条まで、第六十条、第六十三条、第七十条から第七十四条まで、第七十八条の六又は第七十八条の十一の規定により請求書、届書又は申請書の提出があつた場合においては、第二項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、社会保険事務所長等はこれを社会保険庁長官に進達することを要しないものとする。

(經由の省略)

第八十一条の三 社会保険庁長官は、特別の事情があると認めるときは、前条第二項から第七項までの規定にかかわらず、第三章又は第三章の二に規定する請求書、申請書若しくは届書を社会保険事務所長等を経由しないで提出させることができる。

(添付書類の特例)

第八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第三章又は第三章の二の規定によつて請求書、申請書又は届書に添えて提出すべき受給権者その他関係者の生存、生年月日、障害の状態、身分関係又は生計維持若しくは生計同一の事実を明らかにすることができる書類(以下「添付書類」という。)については、一の添付書類によつて、他の添付書類に係る事項を明らかにすることができるこ

とができるときは、当該他の添付書類は、省略することができる。

5・6 (略)

7| 第三章の二又は第三章の三の規定によつて請求書に記載すべき事項又は添付すべき書類等については、他の請求書に記載されている事項、添付されている書類等により明らかであると社会保険庁長官が認めるときは、当該請求書に記載し、又は添付することを要しないものとする。

附 則

16 事業主は、第六条の二の規定による被保険者の住所の変更の申出を受けたときは、平成二十三年三月三十一日までの間、第二十一条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該事業主に対して社会保険庁長官が当該被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月日を記載して提出することができる。

様式第三十四号

(様式略)

きは、当該他の添付書類は、省略することができる。

5・6 (略)

16 事業主は、第六条の二の規定による被保険者の住所の変更の申出を受けたときは、平成二十年三月三十一日までの間、第二十一条の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該事業主に対して社会保険庁長官が当該被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月日を記載して提出することができる。

様式第三十四号

(様式略)

附 則

改正案	現行
<p>（資格喪失の申出）</p> <p>第六条 法附則第五条第五項、平成六年改正法附則第十一条第六項又は平成十六年改正法附則第二十三条第六項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを社会保険事務所長等に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（社会保険庁長官による老齢基礎年金の受給権者の確認等）</p> <p>第十八条 社会保険庁長官は、法第十八条第三項の規定により年金を支払う月（以下「支払期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金を支払う場合には、その月とし、厚生年金保険の被保険者又は特別徴収対象被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第百三十五条第五項</u>に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）にあつては、社会保険庁長官が指定する月とする。第三十六条第一項、第五十一条第一項及び第六十条の六第一項において同じ。）において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定による当該支払期月に支給する老齢基礎年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。ただし、当該老齢基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>	<p>（資格喪失の申出）</p> <p>第六条 法附則第五条第四項、平成六年改正法附則第十一条第五項又は平成十六年改正法附則第二十三条第五項の規定による被保険者の資格の喪失の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを社会保険事務所長等に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（社会保険庁長官による老齢基礎年金の受給権者の確認等）</p> <p>第十八条 社会保険庁長官は、法第十八条第三項の規定により年金を支払う月（以下「支払期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金を支払う場合には、その月とし、厚生年金保険の被保険者又は特別徴収対象被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第百三十五条第二項</u>に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）にあつては、社会保険庁長官が指定する月とする。第三十六条第一項、第五十一条第一項及び第六十条の六第一項において同じ。）において、住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定による当該支払期月に支給する老齢基礎年金の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。ただし、当該老齢基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。</p>

254 (略)

附則

6 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者（法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。）である第三号被保険者に限る。）の住所の変更の届出は、平成二十三年三月三十一日までの間、第八条第二項の規定にかかわらず、法第十二条第六項の規定により当該届出を経由して行うこととされている事業主に対して社会保険庁長官が当該第三号被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月日を記載して提出することにより行うことができる。この場合において、国民年金手帳を添えることを要しないものとする。

様式第十七号

(様式略)

254 (略)

附則

6 法第十二条第五項の規定による第三号被保険者（厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者（法第七条第一項第三号に規定する被扶養配偶者をいう。）である第三号被保険者に限る。）の住所の変更の届出は、平成二十年三月三十一日までの間、第八条第二項の規定にかかわらず、法第十二条第六項の規定により当該届出を経由して行うこととされている事業主に対して社会保険庁長官が当該第三号被保険者の住所の確認のため交付する書類に、変更後の住所及び変更の年月日を記載して提出することにより行うことができる。この場合において、国民年金手帳を添えることを要しないものとする。

様式第十七号

(様式略)

改正案	現行
<p>（法第四十四条の三第一項の規定による申出をした際の届出） 第三十条の二（略）</p> <p>2 前項の届書には、<u>老齡厚生年金の年金証書の写しを添えなければならぬ。</u></p> <p>（<u>第一号改定者等に係る権利義務の変更の通知</u>） 第六十条の二 法第三百三十三条の三第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）又は特定被保険者（法第七十八条の十四第一項に規定する特定被保険者をいう。以下同じ。）に送付することによつて行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のイ又はロのいずれかの事項</p> <p>イ 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める事項</p> <p>(1) 第一号改定者 対象期間（法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下同じ。）における法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額並びに改定割合（同条第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）</p>	<p>（法第四十四条の三第一項の規定による申出をした際の届出） 第三十条の二（略）</p> <p>2 前項の届書には、<u>年金証書の写しを添えなければならない。</u></p> <p>（<u>第一号改定者に係る権利義務の変更の通知</u>） 第六十条の二 法第三百三十三条の三第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を第一号改定者（法第七十八条の二第一項に規定する第一号改定者をいう。以下同じ。）に送付することによつて行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のイ又はロのいずれかの事項</p> <p>イ 対象期間（法第七十八条の二第一項に規定する対象期間をいう。以下同じ。）における法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額並びに改定割合（法第七十八条の六第一項第一号に規定する改定割合をいう。以下同じ。）</p>

(2) 特定被保険者 特定期間（法第七十八条の第十四第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における同条第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額

ロ（略）

2 法第六十三条の四第二項において準用する法第三十三条の三第二項の規定による通知については、前項の規定を準用する。

（第一号改定者等の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収に係る基金及び連合会による情報の提供の方法）

第七十四条の二 社会保険庁長官は、法第七十八条の六第一項及び第二項又は第七十八条の第十四第二項及び第三項の規定により第一号改定者又は特定被保険者（加入員又は加入員であつた者に限る。）の標準報酬の改定が行われたときは、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、次の各号に掲げる事項を連合会に通知するものとする。

一 生年月日及び基礎年金番号

二 対象期間又は特定期間

2 前項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、対象期間又は特定期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を負っている場合においては、速やかに、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、次の各号に掲げる事項を社会保険庁長官に届け出るものとする。

一（三）（略）

3 第一項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、対象期間又は特定期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を基金（連合会が当該義務を承継した基金を除く。）へ移

ロ（略）

（第一号改定者の標準報酬の改定に伴う現価相当額の徴収に係る基金及び連合会による情報の提供の方法）

第七十四条の二 社会保険庁長官は、法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により第一号改定者（加入員又は加入員であつた者に限る。）の標準報酬の改定が行われたときは、当該第一号改定者について、次の各号に掲げる事項を連合会に通知するものとする。

一 生年月日及び基礎年金番号

二 対象期間

2 前項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者について、対象期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を負っている場合においては、当該第一号改定者について、次の各号に掲げる事項を社会保険庁長官に届け出るものとする。

一（三）（略）

3 第一項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者について、対象期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を基金（連合会が当該義務を承継した基金を除く。）へ移転していた場合においては、当該第

転していた場合においては、速やかに、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、次の各号に掲げる事項を社会保険庁長官に届け出るものとする。

一～三 (略)

4 第一項の通知を受けた連合会は、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、対象期間又は特定期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を負っていない場合（前項の場合を除く。）においては、速やかに、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、その旨を社会保険庁長官に届け出るものとする。

5 社会保険庁長官は、前三項の届出を受けたときは、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、次の各号に掲げる事項を当該第一号改定者又は当該特定被保険者が対象期間又は特定期間に加わっていた基金（当該老齢年金給付の支給に関する義務を法第六十条第一項の規定により連合会に移転し、現に当該義務を負っていない基金を除く。）又は当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている連合会に通知するものとする。

一 (略)

二 対象期間又は特定期間

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 第一号改定者 対象期間における法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額並びに改定割合

ロ 特定被保険者 特定期間における法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額

一 号改定者について、次の各号に掲げる事項を社会保険庁長官に届け出るものとする。

一～三 (略)

4 社会保険庁長官は、前二項の届出を受けたときは、当該第一号改定者について、次の各号に掲げる事項を当該第一号改定者が対象期間に加わっていた基金（当該老齢年金給付の支給に関する義務を法第六十条第一項の規定により連合会に移転し、現に当該義務を負っていない基金を除く。）又は当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている連合会に通知するものとする。

一 (略)

二 対象期間

三 対象期間における法第七十八条の六第一項及び第二項の規定による標準報酬の改定前の標準報酬月額及び標準賞与額並びに改定割合

6 前項の通知を受けた基金又は連合会は、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、対象期間又は特定期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を他の基金に移転していた場合においては、速やかに、当該第一号改定者又は当該特定被保険者について、次の各号に掲げる事項を社会保険庁長官に届け出るものとする。

一〜四 (略)

7 社会保険庁長官は、前項の届出を受けたときは、速やかに、前項第二号に規定する基金に第四項各号に掲げる事項を通知するものとする。

5 前項の通知を受けた基金又は連合会は、当該第一号改定者について、対象期間に係る老齢年金給付の支給に関する義務を他の基金に移転していた場合においては、当該第一号改定者について、次の各号に掲げる事項を社会保険庁長官に届け出るものとする。

一〜四 (略)

6 社会保険庁長官は、前項の届出を受けたときは、前項第二号に規定する基金に第四項各号に掲げる事項を通知するものとする。

改正案	現行
<p>（社会保険事務所） 第八百七十五条（略）</p> <p>2 社会保険事務所の管轄区域は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる事務 別表第七の第四欄に掲げる区域 イ・ロ（略）</p> <p>ハ 厚生年金保険法の施行に関する事務（同法第七十八条の二第一項、第七十八条の四第一項及び第七十八条の十四第一項の規定による請求に係る事務を除く。）のうち、船員被保険者又は船員被保険者であった者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この号において「旧船員保険法」という。）の被保険者であった者を含む。以下同じ。）に係るもの（年金たる保険給付に関する事務にあつては厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条の二第二項から第四項まで及び第五項ただし書の規定により当該船員被保険者であった者がかつて使用されていた船舶所有者の住所を管轄する地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下この号において「社会保険事務所長等」という。）を経由して提出することとされた請求書、申請書及び届書に係るもの、脱退手当金の裁定に関する</p>	<p>（社会保険事務所） 第八百七十五条（略）</p> <p>2 社会保険事務所の管轄区域は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる事務 別表第七の第四欄に掲げる区域 イ・ロ（略）</p> <p>ハ 厚生年金保険法の施行に関する事務（同法第七十八条の二第一項及び第七十八条の四第一項の規定による請求に係る事務を除く。）のうち、船員被保険者又は船員被保険者であった者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下この号において「旧船員保険法」という。）の被保険者であった者を含む。以下同じ。）に係るもの（年金たる保険給付に関する事務にあつては厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第八十一条の二第二項から第四項まで及び第五項ただし書の規定により当該船員被保険者であった者がかつて使用されていた船舶所有者の住所を管轄する地方社会保険事務所長又は社会保険事務所長（以下この号において「社会保険事務所長等」という。）を経由して提出することとされた請求書、申請書及び届書に係るもの、脱退手当金の裁定に関する事務にあつては最後に被</p>

る事務にあつては最後に被保険者の資格を喪失したときに船員被
保険者であつた者に係るものに限る。）

二・ホ (略)

三・四 (略)

3・4 (略)

保険者の資格を喪失したときに船員被保険者であつた者に係るも
のに限る。）

二・ホ (略)

三・四 (略)

3・4 (略)